

1. 金融デジタルライゼーションの推進について

- 金融庁は 2018 事務年度以来、金融デジタルライゼーション戦略を金融行政の新たな柱として掲げ、11 の施策を推進し、2019 事務年度では、その後の内外経済のデジタルライゼーションの進展を踏まえ、重点 5 分野の新たな取組みへと再構成し、金融デジタルライゼーション戦略の取組みを加速してきた。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークや各種サービスのリモート化・オンライン化の取組みが加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションが一気に進捗する見込みの中、金融庁としてもこうした時流に後れを取ることなくフォワードルッキングに取組みを進めていく。
- 今事務年度においては、データ利活用の推進に資するセキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 促進のためのハッカソンの開催等、新たな取組みにもチャレンジしていく。
- 金融庁としては、引き続き、利用者利便や生産性の向上に繋がる新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジを後押ししていく。金融業界の皆さんにおかれては、健全なイノベーションを促進して頂く中で、金融行政上の課題等があれば、是非、忌憚なくご意見・ご提案を頂きたい。

(参考) 成長戦略フォローアップに盛り込まれている金融デジタルライゼーション関連施策

iv) FinTech の実用化等イノベーションの推進

- ・ 銀行と電子決済等代行業者の連携について、スクレイピング方式から安全性が高い API 方式への移行などの状況をフォローアップする。
- ・ 2020 年度中に、セキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 対応促進のためのハッカソンの開催など技術革新を活用した金融サービス・行政

運営の高度化に取り組む。

- ・ 規制対象（仲介者）が不在となるブロックチェーン技術による分散型金融システムにおいて、金融システムの安定性、利用者保護、マネーロンダリング防止等の金融行政上の目的を達成するため、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network：BGIN）への積極的な貢献を通じ、国際的な議論を主導する。
- ・ 2020年3月に新設した「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」により、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化に向け、法令解釈、ITガバナンスやリスク管理に関し助言を行う。
- ・ 事業者への資金供給の円滑化等を図る観点から、2021年度中を目途に所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子的に行うことを可能とするなど、金融行政のデジタル化を進める。

2. BGINについて

- 我が国が議長国を務めた2019年のG20では、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムのガバナンスに関する問題を提起し、規制当局や技術者等を含む幅広いステークホルダーとの間の対話を強化することの重要性について国際的な合意が得られた。これを受け、本年3月には、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークであるBlockchain Governance Initiative Network（BGIN）が設立され、先日第1回のオンラインミーティングが開催されたところ、BGINはオープンかつ中立的な組織であり、誰でも参加することが可能であるため、ご関心のある方はぜひこうした国際的なイニシアティブに参画頂ければと思う。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を延期していた国際会議「Blockchain Global Governance Conference（BG2C）」を、日本経済新聞社との共催により、本年8月24、25日に開催する方向で調整しているところ。詳細は随時公式HPに掲載予定だが、金融機関の中でもご関心のある方は、ぜひイベントに参加頂ければと思う。

3. 日本市場の国際金融ハブ機能の強化について

- 日本市場が世界・アジアの国際金融ハブとしての機能を強化していくことは、日本における雇用・産業の創出や経済力の向上に資するとともに、世界・アジアの金融市場の地政学的リスク・災害リスク等に対する強靭性を高める上でも重要である。政府としては、これまで以上に、国際金融ハブ機能の強化に取り組んでいきたいと考えている。
- このため、金融庁としても、例えば、
 - ・ 海外金融機関等の登録等の迅速化・金融行政サービスの英語による提供等、受入りに係る環境整備
 - ・ 金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れ促進
 - ・ 日本における資産運用の高度化
 - ・ 国によるマーケティング・プロモーション活動の抜本的強化等の施策への取組みを強化していく考え。
- 海外に開かれた金融市場としていくためには、政府のみならず自主規制団体や業界が果たす役割も重要であり、皆様のご理解とご協力が不可欠なものである。例えば、海外金融機関等の受入りに係る環境整備に関しては、関係者より、①自主規制団体等への報告内容・形式の一元化やクラウド化・ポータル化、②自主規制サービスの英語による提供、③コンプライアンス・オフィサーの紹介体制の構築、といった要望が寄せられている。こうした点を含めて、国際金融ハブ機能の強化に向けた取組みについて、貴協会におかれても、改めてご検討をお願い申し上げます。
- また、国際金融ハブ機能の強化に向けて、どのような課題があり、どのような取組みが考えられるのか、是非、一緒に議論させていただきたいと考えているので、積極的に御意見・御提案をいただければ幸い。

4. 資産形成に向けた取組みについて

- 金融経済教育は、家計が、適切な金融リテラシーに基づいて、安定的に

資産形成に取り組んでいただく、また、顧客本位のサービスを提供する金融機関やパフォーマンスの良い金融商品を選択していただき、こうしたサービス・商品の供給を促す、という、インベストメント・チェーンが機能を発揮するうえで、基盤となる施策。このため、この2年間、①対面での取組み、②オンラインでの取組み、③コンテンツ作り、の大きく三つの観点から、様々な取組みを行ってきた。

- 金融庁を含め、金融経済教育については、それぞれの業界でもご努力頂いているところ、貴団体においても、熱心に取り組まれている会社も多いと承知している。
- 一方、真に国民全体の金融リテラシーの向上という目的を達成するためには、より総合的な視野に立って取り組むことが大事である。
- 現在、金融経済教育推進会議が、各主体の活動を取りまとめた上で、有識者の意見を頂きながら、全体として推進していく場と位置付けられている。今後、推進会議がより一層司令塔としての機能を強化していくことも必要と感じている。
- 金融庁としては、今後も金融経済教育推進会議での議論を通じて、我が国の金融経済教育がより総合的なものとなるよう取り組んでいく考え。業界の皆様にもご協力いただきたい。
- さらに、家計の安定的な資産形成を促進するため、税制面から長期・積立・分散投資を支援することも有効なツールと考えている。令和2年度税制改正では、銀行業の皆様にもご協力いただき、NISA制度の見直し・延長が措置された。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。
- 先日、本年3月末時点のNISAに関するデータを公表したが、一般NISAは約1,186万口座、つみたてNISAは約220万口座となった。各々、制度開始から依然順調に増加しているが、まだまだ道半ばである。引き続き、皆様とともに大きな目標に向けて取組みを進めていきたい。

5. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融行政モニター制度は、金融行政全般に関する率直な意見・提言・批判等が金融行政モニター委員から金融庁にフィードバックされる仕組みとなっている。
- 金融行政に対し、直接ではなく誰が言ったかも匿名にする形で意見を言える点が金融行政モニター制度のメリットであり、例えば、行政の枠組全体に不満があれば、そのまま本音を言っていて構わない。
- こうした率直な指摘を金融庁にいただくチャネルとして、金融行政モニター制度の趣旨を汲んでいただくとともに、積極的に意見を寄せて活用いただけると幸い。

6. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、7月、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。本年の2月の意見交換会で当庁からお話した内容と一部重複する部分もあるが、その一部を紹介させていただく。
- 昨事務年度、苦情が増加傾向にあった外貨建保険を中心に金融機関の販売態勢をモニタリングしたところ、金利低下等により商品の魅力が低下しているにもかかわらず、依然として外貨建保険の販売に過度なインセンティブを与えかねない業績評価体系により、顧客ニーズ・適合性に合わない過度な販売推進が行われている可能性や、大口入金先に金利の優位性をアピールした販売を実施した結果、預金と誤認したとの苦情が発生している事例が見られた。さらに、ライフプランに基づく顧客宛提案や、他の金融商品との比較が可能となる適切な情報提供を行っていないなどの事例が認められた。
- また、金融事業者の取組みの「見える化」について、「原則」採択事業者数こそ増加しているものの、多くの事業者では、取組方針が概念的な内容に留まっており、顧客に対して、自社の取組みや取組成果を分かりやすく情報発信する動きは限定的であった。

- 金融庁としては、引き続き、対話を通じて、販売会社の取組みの改善を進めるとともに、こうした取組みの「見える化」を通じ、顧客が、販売会社の取組みを参考にしながら、複数の販売会社を比較し選択するという顧客の金融行動の変化につながるよう販売会社の比較可能性について改善を行っていく。

7. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないことを表明しており、FSB においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021 年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7 月 16 日に「LIBOR 公表停止に備えた本邦での移行計画」（以下、「本邦移行計画」）が取りまとめられたが、各金融機関においては、本邦移行計画で示されたスケジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR 公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」（いわゆる Dear CEO レター）に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応をより一層進めていただくことが必要である。
- 各金融機関が個別に策定している LIBOR からの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 当庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDA のフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間で

ISDA デリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取組みを大きく進捗させることが出来ると期待している。

- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年12月末時点のLIBOR利用状況調査を実施させていただく予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

8. 2019 事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 昨事務年度、総合政策局が実施したモニタリングの結果等について公表したところ。公表資料は大部のため割愛させていただいているが、お時間のある際に当庁HPからご覧いただければ幸い。
- モニタリング結果は、金融機関と当局のより良い実務に向けた対話の材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねて頂くとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

9. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について（2019年度）

- 2019年度の「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の活用実績を6月30日に公表したところ。2019年度の無保証融資割合は21.4%、代表者交代時の二重徴求割合は12.9%となり引続き、改善傾向は継続している。

- しかしながら、無保証融資割合、二重徴求割合は、引き続き、改善の余地は十分にあることから、各金融機関におかれては、例えば、当庁が公表している「ガイドライン」の組織的な取組み事例集等も参考にするなどして、「ガイドライン」を積極的に活用し、担保・保証に過度に依存しない融資慣行の確立を目指していただきたい。
- また、本年4月からは、事業承継時には原則、前経営者・後継者から二重には保証を求めないこととする、事業承継時に焦点を当てた「ガイドライン」の特則の運用が開始されたところである。各金融機関におかれては、「ガイドライン」の特則の積極的な活用により、円滑な事業承継支援をお願いしたい。

10. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 令和2年7月豪雨による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、8県（熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県、岐阜県、佐賀県、島根県）に災害救助法の適用がなされ、これを受け、各地の財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させて頂いた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

11. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、規制改革推進会議が、新型コロナウイルス感染症への対応として、書面・押印・対面を要する行政手続の見直しに関して経済団体から寄せられた要望について検討を進めた結果、「規制改革推進に関する答申」が取りまとめられたところ。
- 「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要

する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

(官民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、7月17日に通知文を発送し、以下のような対応を行うこととしたので、よろしく願いしたい。

- 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
- 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

(協会と会員間の書面・押印・対面手続の見直し)

○ また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んで頂きたい。

(民民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 加えて、当庁では、金融機関に関連した民民の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を立ち上げ、これまで3回の会合を開催している。

貴協会にも御参加いただき、感謝申し上げます。

- 検討会の開始以後、内閣府・法務省・経済産業省から「押印についての Q & A」が公表されるとともに、7月2日には、前述のように、「規制改革推進に関する答申」が公表され、同月17日は、「規制改革実施計画」が定められた。検討会においては、これらも踏まえながら、金融関連の書面・押印・対面手続の見直し・電子化を促進する際の課題を整理した上で、その解決に向けてどのような対応が可能か検討していきたい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたが、金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、今後もこのような事態に備え、リモートによる手続が可能となるよう取組むことが重要である。また、経済社会のデジタルイゼーションがグローバルに加速する中、金融分野においても、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要となっている。
- デジタル化の促進は、金融機関にとって、業務効率化やコスト削減に資するのみならず、デジタル技術を通じた金融サービスの高度化・多様化による顧客利便の向上により、ビジネス拡大にも資するものでもある。既にデジタル化を加速させるべく様々な取組みを開始している金融機関もあり、デジタル化の取組みが今後の金融機関の業績にも影響を与えられらる。
- デジタル化の促進のためには、将来を見据えた明確な戦略の下、深く根付いた従前の慣行や意識を抜本的に見直し、デジタル化を前提とした新たなワークフローを構築する必要がある。こうした改革は事務レベルに任せておいたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮することが重要となる。皆様方のリーダーシップに期待したい。

12. 資産運用業の高度化について

- 国民の安定的な資産形成を実現するためには、インベストメント・チェーンにおいて資産運用機能を担う投資運用会社等が運用力を強化し、中長

期的な運用成果を投資者に届けることが重要。こうした考えのもと、金融庁では、6月19日、現状の課題や今後の方向性等について「資産運用業高度化プログレスレポート2020」としてまとめ、公表している。

＜「資産運用業高度化プログレスレポート2020」の公表について＞

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200619/20200619.html>

- 資産運用ビジネスを展開する金融グループには、顧客利益を最優先に考え、運用力を強化していくことが求められ、その取組みを進めるには、運用会社自身はもとより、親会社をはじめグループ全体の理解と協力が不可欠であるが、モニタリングを通じて、高度化に向けた問題意識や取組みの進捗には各グループで大きな差が認められている。
- プログレスレポートでも言及しているが、資産運用業の高度化に向けてグループとしての目指す方向性を定めている先がある一方で、グループ全体、あるいは傘下の運用会社としての目指す姿や強みが明確化されておらず、グループ内で十分な議論が行われていないと思われる先も認められている。
- アセットマネジメント事業を展開する金融グループにおいては、顧客資産の委託を受けるという重大な責任（フィデューシャリーの義務）を負っている。グループ全体の理解・協力のもと、顧客本位の商品組成と提供、運用成果に結びつくような運用力強化に向けた具体的な取組みが期待される。
- 引き続き、資産運用会社のみならず、グループ親会社とも、経営陣の皆様を含め、継続的な対話を行うことで、運用業高度化に向けた取組みを推進していく方針。

（以 上）